

第 840 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 12 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 840 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 840 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 12 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 5 年 12 月 20 日(水) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 20 分
- 2 開催場所 紫波町役場 302 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について
 - 日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について
 - 日程第 8 議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 10 議案第 7 号 耕作放棄地等調査に係る農地・非農地の判定について
- 4 出席委員 (11 名)

1 番 蒲生庄平 君	2 番 若菜千穂 君	3 番 大沼仁志 君
4 番 鈴木芳勝 君	5 番 山田 讓 君	6 番 佐藤武士 君
8 番 高橋伸夫 君	9 番 横沢一則 君	10 番 佐藤廣志 君
11 番 工藤姫子 君	12 番 岡市充司 君	
- 5 欠席委員 (1 名)

7 番 菅川 正 君

- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	藤根あけみ 君
事務局次長	工藤 信吾 君
主任	横沢三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 840 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。
次第に沿って進めさせていただきます。
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

年末のなにかとお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今年も色々ありましたけれどもいよいよ今年最後の総会となりました。

今年の漢字は「税」ということでしたが、これは今年国会で色々話題になったことからですが、その後のパーティ券収入キックバック問題で、すっかりそちらのほうに話題が移ったようです。今後も経営がますます厳しくなる農家にこそ、自由に使える裏金があればいいものだと思います。さらには米余りからの転作強化も予定されておりまして、このままではほとんどの農家が赤字になり、農業に見切りをつけることによって耕作放棄地が増えることを心配しています。

日本の食料自給率はカロリーベースで38%、これは私が農業委員になった時からほとんど変わっておりません。つまり62%の食料は外国からの輸入に頼っている現状です。世界的にはすでに慢性的な食料不足が続いており、また、お隣の中国では経済発展が目覚ましく、食料の輸出国から輸入国へと変わりつつあります。輸入食品の値上げも続いておりまして、この日本の輸入に頼った食生活が、やがては息詰まることは目に見えています。食料安全保障の面から考えても、国内生産可能な食料は、たとえ割高となっても海外から輸入せず、国内で賄うようにしていかななくてはならないと思います。今のことは11月30日に衆議院議員会館で実施されました岩手県選出国会議員との懇談会でも要請してきたことであります。

人農地プランの実質化は名称を地域計画の策定に変え、令和7年の3月末までに地図作成をしなければなりません。来る2024年は、この地域計画の策定に向けて忙しい年になると思います。委員各位がそれぞれの担当地区で取りまとめていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の総会審議よろしくお願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いいたします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、7番、菅川正委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案 1 ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第 30 条の 2 の規定により、議長において 11 番 工藤姫子委員、1 番蒲生庄平委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第 3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、専決処分した件数が 24 件ありますので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 2 ページをご覧ください。

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が 6 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして 4 ページをご覧ください。報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出が 16 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

続きまして、報告第 3 号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について 2 件の届けがあり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案8ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明します。

お手元に配布した農地法関係調査資料1ページからを併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、12月13日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許否の決定について、本会のご審議、よろしく申し上げます。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番は、今までの耕作者が耕作できなくなったため、近隣農地を耕作している譲受人が買い受けることになったものです。譲受人は、農機具一式を所有し、家族の支援もあるので問題がないと思われま

す。付議番号2番は、譲渡人が非農家で耕作できないため、譲受人が長年借用していた農地であります。現在も野菜等の作付けをしてお

り、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号3番は、譲受人が非農家で遠方に在住しており、耕作できないため、組田の相手方である譲受人が買い受けるものです。譲受人は、機械作業については生産組合に委託し、そのほかの作業を行うことで農地を買い受けようとするものです。

付議番号4番は、譲受人の農地と隣接しており、田を一体化して耕作しようとするため、譲受人が農地を買い受けるものです。譲受人は自己完結型の農作業を行っており、耕作管理は問題がないと思われま

す。付議番号5番は、相続で農地を取得した譲渡人が非農家であることから、親戚に農地を譲渡するものです。譲受人は、菜園として利用しながら、宅地周辺の保全管理を行う予定ということでありま

す。

以上が審議経過です。

以上につきまして、審査内容は調査書に記載されているとおりです。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案10ページをご覧ください。議案第2号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、12月13日の農地調整小委員会でご審議いただき、農業経営基盤強化促進法第18条に規定された要件を満たしていることをご判断いただいております。決定の上は12月25日公告予定です。よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、今までの耕作者が耕作できなくなったため、親戚の■■■さんに耕作を依頼したものです。利用権の設定を受ける■■■さんは自己完結型の認定農業者あり、耕作管理は問題がないと思われま。

付議番号2番と3番は、株式会社■■■■■が借り受ける案件です。2番と3番は組田であり、今まで■■■さんが耕作していた農地ですが、通作距離が遠く、作業効率化を図るため■■■■■に依頼するものであります。■■■■■は地域の中心となる経営体であるため、問題がないと思われま。

付議番号4番は、今まで依頼していた耕作者が規模縮小をするため、規模拡大が可能な耕作者に依頼するものです。新たに依頼される耕作者は、自己完結型で経営を行

っている認定農業者であり、家族も従事しているため、問題がないと思われま

す。付議番号5番は、今までの耕作者の通作距離が遠いため、近隣農地を耕作している方に依頼し、農地の集約化を図るものであります。新たに依頼される耕作者は農機具一式を所有し、自己完結型の耕作をしているため問題がないと思われま

す。農地調整小委員会では、今回の案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案12ページと併せて調査資料11、12ページをご覧ください。

議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について2件の申請が出されております。

（議案書朗読）

本件につきましては、農地調整小委員会において審議されております。同意の上は、12月25日に公告予定です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番と2番は、隣接する農地を■■■さんが買い受けるものですが、1番と

2番の譲渡人どちらも高齢で耕作ができなくなったため、法人経営を行っている■■さんが農地を買い受けるものです。■■さんは農機具一式を所有し、家族も農業に従事しているため耕作管理は問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、今回の案件は地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案13ページになります。議案第4号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認についてご説明いたします。今回の案件は新規12件です。

（議案書朗読）

本案件につきましては、12月13日の農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は12月25日に公告予定です。本会のご審議よろしくお願いたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10番委員。

○10番（佐藤廣志君）

議案第4号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番の■■さんは、労力不足により耕作できなくなったため、■■■■に依頼するものです。また、2番の■■さんの農地は1番の■■さんが耕作していたた

め、それに伴って■■■■が受け手となるものです。

付議番号3番は、農地所有者である■■さんが、労力不足で耕作できなくなったため、規模拡大が可能な耕作者に農地を依頼したものであります。

付議番号4番～6番は、今までの耕作者が高齢となり、規模縮小をしたいという意向から、■■さんが引き受けることになったものです。

付議番号7番と8番は、有限会社■■■■が借り受ける農地です。7番と8番の■■さんは親子関係にあり、農業において労力不足となったため、規模拡大が可能な■■■■に耕作を依頼したものです。

付議番号9番から11番は、一般社団法人■■■■■■■■■■が借り受ける案件ですが、当該法人は、地域一帯の農地管理を行っている法人であるため問題がないと思われまます。

付議番号12番は、農地所有者が耕作できないため、耕作者が以前から借り受けて耕作していた農地で、改めて設定をするものです。

当該農地の転貸を受ける農事組合法人■■■■、有限会社■■■■、■■■■さんは、地域の中心となる優良な農業経営体で、地域の担い手としての実績があります。また、■■■■さんは水田2ヘクタールの耕作者、■■■■さんはブドウの樹園地1ヘクタールの耕作者であり、地域の担い手として営農継続性が認められていることから、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案書は19ページをご覧ください。別添調査資料は13ページをご覧ください。申請件数は1件です。

（議案書朗読）

本案件につきましては、12月13日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

9番委員。

○9番（横沢一則君）

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてですが、12月13日に北田推進委員、阿部推進委員、事務局工藤次長と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

当該農地は長年にわたり住宅への通路として利用されていた歴史から、農地以外にすることが自然であると考えてまいりました。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第9 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第6号、農地法第5条による許可申請に対する意見の決定について、をご説明します。議案書は20ページをご覧ください。また、別添調査資料は14ページからとなります。申請件数は3件です。内訳は所有権移転が1件、賃貸借によるものが2件となります。

（議案書朗読）

以上3案件につきまして12月13日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、12 月 13 日に現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。

付議番号 1 番 2 番とも■■■■の鉄塔整備のための作業スペースとするものであり問題はないものと見てまいりました。

付議番号 3 番は、駐車場として利用しようとするものですが、周囲に悪影響を与えるものではなく問題はないと見てまいりました。以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 6 号 農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 6 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 10 議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案の訂正がございます。議案 21 ページ本文 2 行目に令和元年とありますが、令和 5 年の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

それでは、議案第 7 号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について、ご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきまして、農政小委員会でご審議いただいております。農政小委員長のご報告によりご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農政小委員会において審議しておりますので、横沢農政小委員長より審議の経過について報告をお願いいたします。

10 番委員。

○9 番（横沢一則君）

議案第 7 号「遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定について」農政小委員会の審議経過についてご報告いたします。

令和5年7月に行った、荒廃農地調査において、彦部大森の6筆については、地形と土壌が耕作に適さないこと、土館木金の5筆については周辺の山林とすでに一体化し再生が不可能であることを確認いたしました。

この調査結果を受け、農政小委員会では、当該農地について非農地判定をし、地目変更することが土地の適正利用として妥当であると判断いたしました。

以上が農政小委員会の報告となります。

○議長（岡市充司君）

横沢小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり。）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第7号 遊休農地等調査に係る農地・非農地の判定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第840回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時20分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員